

未利用国有地の地方自治体取得に優遇措置復活を求める意見書

国は、平成18年度まで国有地や物納財産の売払先が地方自治体の場合には優遇措置を講じていましたが、平成19年度以降は公園や社会福祉施設、公営住宅などの目的であっても時価売買に変更しました。

新宿区は、平成19年3月30日に優遇措置により公務員宿舍跡地を取得し、「富久さくら公園」を整備しました。公園全体の3分の2を有償で購入し、残り3分の1は国から無償で貸付けを受けています。当時はまだ優遇措置があったので、地元町会等の要望に応じて新宿区は「富久さくら公園」を整備することができたのです。

新宿区では、待機者が1000名を超える特別養護老人ホームをはじめとする高齢者施設、定数拡大の努力にもかかわらず待機児童が依然増加傾向にある保育所、また障がい者のグループホーム等の建設も求められており、これら福祉施設建設が喫緊の課題となっています。しかし都心部では土地の取得が難しく、施設建設を計画的にすすめることが困難となっています。

よって、国有地の地方自治体への売却について、平成18年度まで実施していた優遇措置を復活するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成22年6月18日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣

あて